

監査結果に関する措置状況報告書

別紙 1

報 告 番 号：報告監 8 の第10号

監 査 の 対 象：令和 7 年度監査委員監査 物品買入・借入（比較見積・特定少額契約）に関する契約事務及び支出事務

所 管 所 属：西区役所

通 知 日：令和 8 年 6 月 8 日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
1	適切な契約書により契約を締結するよう是正を求めたもの 今回の監査で、西区役所の借入契約に関する書類を確認したところ、調査対象契約である「令和 6 年度西区役所宿直用寝具借入」において、物品借入契約書を使用せず、事業請負見積書をもって代用していた。 【指摘事項】 西区役所は、契約書を作成することの趣旨を改めて認識した上で、物品の借入れでは契約書を使用して契約を締結するよう、関係職員に周知徹底し、運用されたい。	・今回の指摘を踏まえ、契約書作成の趣旨及び物品借入契約における契約書使用の取扱いについて、令和 8 年 2 月 17 日付けで関係職員へ周知するとともに、令和 8 年 2 月 26 日に開催の庶務担当係長会で各課に対し同事案の説明を行い、改めて周知徹底を図った。 ・あわせて、同内容を含む契約関係の注意事項をまとめた資料を作成し、令和 8 年 3 月 25 日に関係職員へ周知を行った。さらに、同周知内容について令和 8 年 3 月 26 日開催の庶務担当係長会にて改めて説明し、かつ、人事異動後には、転入職員にも周知するよう指示するなど、再度の注意喚起を行った。今後は継続的に毎年度当初に周知徹底することで、職員の認識の定着と再発防止を図る。 ・また、令和 8 年度の「宿直用寝具借入」契約については、物品借入契約書（標準契約書）を用いて令和 8 年 4 月 1 日付けで適切に契約締結を行った。	措置済	令和 8 年 4 月 1 日